

小山市立小山城南中学校 PTA 規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、小山市立小山城南中学校 P T A（以下「本会」という）といい、事務所を小山市立小山城南中学校（以下「本校」という）に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、保護者と教職員が連絡を密にし、地域社会の協力のもとに、生徒の心身の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員の教養を高め親睦を深めること。
- (2) 生徒の校外における指導、保護。
- (3) 教育施設の充実、改善を図ること。
- (4) その他必要と認めること。

(方針)

第 4 条 本会は、教育を本質とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- (1) 生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体、機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会、又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦、又は応援をしない。
- (4) 学校の人事、その他の管理に干渉しない。

(組織)

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者、並びに本校の教職員を正会員とする。
 - (2) 本校を卒業した生徒の保護者（１年間）、並びに本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とする。
- 2 本会の諸活動を行うために専門部、学年委員会、支部を置く。
 - 3 専門部、学年委員会、支部については細則で定める。
 - 4 本会の会員は小山市 P T A 連合会、栃木県 P T A 連合会及び日本 P T A 連合会会員となり、それぞれの会則にもとづいて活動する。

第2章 会 議

(総会)

第6条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- 2 定期総会は年度初めに開き、書面議決での審議とする。前年度事業報告、決算及び会計監査報告の承認、本年度事業計画、予算の承認、本部役員の改選及びその他の重要議案の審議を行う。
- 3 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。
- 4 総会の日時、場所及び議案は5日前までに全会員に通知する。
- 5 総会は委任状を含めて会員の3分の1以上の出席があれば成立する。
- 6 総会の決議は出席者の過半数の同意による。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、本部役員、各専門部（専門部長・部長補佐）、学年委員長、支部長及び学校長によって構成され本会の最高執行機関である。

- 2 運営委員会の任務は次の通りとする。
 - (1) 本部役員会において企画、立案した事項を審議する。
 - (2) 各部の連絡調整を図り、この企画、運営にあたる。
 - (3) 総会に提出する議案及び報告書の作成をする。
 - (4) 補正予算の審議及び承認を行う。
 - (5) 各部の権限外の会務を行う。
 - (6) 規約に反しない限りにおいて細則の設定、又は改廃を行い総会に報告する。
- 3 運営委員会は会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1の要求があったとき開催する。
- 4 運営委員会は構成員の3分の2以上の出席があれば成立する。
- 5 運営委員会の決議は、出席者の過半数の同意による。

(本部役員会)

第8条 本部役員会は会長、副会長、会計、書記、各専門部（専門部長・部長補佐）及び学校長によって構成され、会長が必要と認めたとき随時開き、本会運営上の企画、立案をし、又緊急なる事業を処理する。

(臨時委員会)

第9条 会長が特別な事項について必要があると認めたとき、臨時委員会を設けることができる。

- 2 臨時委員会の正副委員長及び委員は、運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。

(選考委員会)

第10条 選考委員会は次の代表で構成される。

各支部代表1名（原則として支部長） 本部役員代表若干名 教職員代表1名

- 2 選考委員会の委員長1名、副委員長若干名は互選とする。
- 3 選考委員会は本部役員、第2・第3学年委員長（第1学年委員長は入学式時に互選）及び会計監査委員の候補者をあげ、総会に議案として提出する。
- 4 候補者の発表は、すべて事前にその同意を要する。
- 5 選考委員会はその任務を終了したときに解散する。

第3章 本部役員

(本部役員)

第11条 本会の本部役員は次の通りとする。

会長1名 副会長若干名 会計3名（内教職員1名） 専門部長3名
専門部長補佐若干名 書記2名（教職員）

- 2 本部役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 本部役員に欠員が生じ、会務の執行に支障あるときは本部役員会において補充する。この場合は次期総会の承認を得るものとする。
- 4 補充本部役員の任期は前者の残任期間とする。

(会長の職務)

第12条 会長は次の職務を行う。

- (1) 本会を代表して会務を総理する。
- (2) 総会、運営委員会、本部役員会を招集する。
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要に応じて全体会等を開催することができる。
- (4) 学年部の正副部長、専門部の副部長及び部員を委嘱する。
- (5) 選考委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

(副会長の職務)

第13条 副会長は次の職務を行う。

- (1) 会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (2) 専門部、学年委員会、支部のいずれかに属し、それぞれの活動に協力する。

(会計の職務)

第14条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務処理をする。
- (2) 本会の財産を管理する。
- (3) 総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

(4) 予算立案について協力する。

(書記の職務)

第15条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会の議事、並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を整理保管する。
- (3) 会長の指示に従って本校の庶務を行う。

第4章 会計監査委員

(会計監査委員及び職務)

第16条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

- 2 会計監査委員は、必要に応じて、臨時会計監査を行うことができる。
- 3 会計監査委員は、監査の結果を総会に報告する。
- 4 会計監査委員の任期は1年とする。
- 5 必要に応じて運営委員会並びに行事等に於ける協力をする。

第5章 経 理

(経費)

第17条 本会の経費は、会費及びその他の収入による。

- 2 本会の会員は、次の会費を納めるものとする。

正 会 員……月額250円。(減額の期間は、感染症等の拡大により PTA 活動が正常に実施できない場合や諸般の事情により減額が相応と判断される期間)但し、月の途中で退会及び入会をしたときはその月の会費を納入するものとする。

- (2) 賛助会員……年額、1, 0 0 0円を1口とし1口以上とする。

- 3 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて執行する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 改 正

(規約改正)

第19条 この規約は、総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。

附 則

この規約は、昭和62年5月14日から施行する。

平成 元年4月24日	一部改正	平成 6年4月26日	一部改正
平成13年4月21日	一部改正	平成23年4月20日	一部改正
平成25年5月 2日	一部改正	平成26年4月30日	一部改正
令和 4年4月30日	一部改正		

小山市立小山城南中学校 PTA 規約細則

第 1 章 専 門 部

第 1 条 本会の活動に必要な事項について以下の 3 つの部を置き、それぞれの活動にあたる。

1 研修・厚生部

- (1) 会員相互の親和を図り、教養を高める。
- (2) 講演会、研修視察、教育研究等を企画立案する。
- (3) 会員相互の福利厚生と親睦を図る。
- (4) その他、会員の研修に関すること。

2 補導部

- (1) 学校及び支部と連絡を密にし、生徒の校外生活の健全育成に努める。

4 広報部

- (1) 機関紙「小山城南中 P T A 新聞 かけはし」を発行する。
- (2) その他、行事の P R に関すること。

第 2 条 各専門部は、部長 1 名（必要に応じて補佐を置く）、副部長 2 名（内教職員 1 名）、部員若干名をもって構成する。

第 3 条 各専門部の部員は、支部から 1 名、教職員から若干名を選出する。

第 4 条 各専門部の部長（及び補佐）は、選考委員会で選出し、副部長は部員の中から 2 名（内教職員 1 名）を互選する。

第 5 条 正副部長及び部員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

第 2 章 学年委員会

第 6 条 本会の事業の遂行と学年独自の行事の企画運営にあたるため、学年にそれぞれ学年委員会を置き、次の活動にあたる。

- (1) 授業参観日、その他必要に応じ会員の集会を開き、会員の親和と連絡を図る。
- (2) 会員の教養を高め、生徒の福祉増進を図る。

第 7 条 各学年委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名（内教職員 1 名）、委員若干名をもって構成する。

第 8 条 学年委員会の委員は、各学級 2 名分に相等する委員の人数を学年から選出する。

なお各学級の委員の不均衡は問わない。

第9条 各学年委員会の副委員長は、部員の互選とする。

第10条 正副委員長及び委員の任期は、1年とする。

第3章 支 部

第11条 地域社会と綿密な連絡を図るため、学区を9に分けてそれぞれに支部を置く。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| (1) 駅南町 | (2) 緑町 | (3) 大聖寺 | (4) 通宿 | (5) 城南 |
| (6) 旭町東 | (7) 旭町西 | (8) 旭町南 | (9) 雨ヶ谷 | |

第12条 各支部は本部役員1名、支部長1名、副支部長1名、各専門部の部員1名を置き、次の活動に重点を置く。

- (1) 支部の活動及び各専門部の活動に協力する。
- (2) 必要に応じ支部の集会及び教職員との会を開き、会員の親睦と学校との情報交換を図る。
- (3) 学校外における生徒の保護・指導にあたる。
- (4) 学校外における教育的環境の整備に努力する。
- (5) 支部内会員及び各支部間の連絡を図る。

第13条 支部長は、必要に応じて支部会を設けることができる。

第14条 学校長又は学校長の指名した教職員は、すべての集会に出席して意見を述べることができる。

第4章 改 正

第15条 この細則は、運営委員会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。

附 則

この細則は、昭和62年5月14日から施行する。

平成 6年3月 5日 一部改正

平成13年3月17日 一部改正

平成23年4月20日 一部改正

平成25年5月 2日 一部改正

令和 6年4月28日 一部改正

慶 弔 規 定

この規定は、本校PTA会員及び生徒に慶弔のあった場合、金円及び記念品を贈り、慶弔の意を表すことを目的とする。

1 会員について

- (1) 会員が負傷又は疾病のため1ヶ月以上病床にある場合は、見舞金3,000円を贈る。
- (2) 会員死亡の場合は、香料5,000円と花輪一基を贈る。
- (3) 教職員の実父母及び同居している義父母が死亡の場合は、会員死亡の場合に準ずる。
- (4) 教職員が結婚した場合は、祝金5,000円を贈る。
- (5) 教職員が転退職した場合は、餞別金5,000円を贈る。

2 生徒について

- (1) 生徒が負傷又は疾病のため1ヶ月以上通学不能の場合は、見舞金3,000円を贈る。
- (2) 生徒死亡の場合は、香料5,000円と花輪一基を贈る。

3 返礼は一切しない。

4 上記以外に慶弔の生じた場合は、本部役員協議の上処理し、結果を運営委員会に報告する。

5 この規定の改正は、運営委員会の承認を得るものとする。

この規定は、昭和62年5月14日から施行する。

平成 6年4月26日 一部改正

平成23年4月20日 一部改正

表 彰 規 定

1 会員の表彰

- (1) 県以上の表彰を受け、他の模範とするに足る功績を得た会員に記念品を贈る。
- (2) 本会の運営に際し、顕著な功績のある者に、感謝状を贈ることができる。

2 生徒について

校内外生活全般の事柄で他の模範とするに足る生徒を認めたときは、学校長の同意を得て、これを表彰することができる。

3 一般地域人の表彰

関係地域人で、生徒の生活環境全般の向上と教育環境の整備について顕著な功績のあるものは、これを表彰することができる。

4 この規定の改正は、運営委員会の承認を得るものとする。

この規定は、昭和62年5月14日から施行する。

平成13年3月17日 一部改正

平成23年4月20日 一部改正